

開発(建築)行為事前協議の有効期限	
-------------------	--

- ◎ 立地基準編参考 「開発(建築)行為事前協議制度」(P159～P165)
適用除外編参考 「開発(建築)行為事前協議制度」

開発(建築)行為事前協議の有効期限については次のとおりとする。

開発(建築)行為の事前協議を了した後、相当期間を経ても、開発(建築)許可申請がなされない事例が多くあり、市街化調整区域居住者のための利便施設等の新規立地計画に支障となる場合があることから、有効期限を定め、事前協議を了した施設の適正な立地を図ることとする。

1 有効期限については、次の条件を事前協議の通知書に付することとする。

「通知の日から 6 ヶ月以内に開発(建築)許可申請を行って下さい。その期間内に開発(建築)許可申請がない場合には、この事前協議は無効となりますので注意して下さい。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、通知の日から 6 ヶ月以内に期限延期の承認を得るよう申し出て下さい。」

2 開発(建築)許可申請書の提出に係る当該有効期限の算定については、事前協議の通知の日から起算し、所管市町村における受付日までとする。

3 やむを得ない事情により、開発(建築)行為事前協議の有効期限の延期を願い出る場合は、次に定める図書を市町村及び土木事務所を経由し、県建築安全課長に提出し協議すること。

ただし、当該開発(建築)行為事前協議が郡山、高田又は中和土木事務所長により了されている場合は、市町村を経由し、当該土木事務所に提出し協議すること。

(1) 別紙「開発(建築)行為事前協議の期限延期承認願い」

(2) やむを得ない事情を明らかにする理由書

(3) その他知事が必要と認める図書

4 本来開発(建築)許可は、特定のものに対して行われるものであることに鑑み、事前協議を了しているが開発(建築)許可申請のないもののうち、既に土地の所有者が変わる等事前協議時における事情に変更が生じ、当初の事前協議者が開発(建築)行為をする意思を放棄したと認定しうる客観的事実が存在する場合には、その事前協議を無効とする。

本運用は平成 4 年 6 月 1 日(市町村受付分)から実施する。

(改 正)

本運用は平成 12 年 4 月 1 日(市町村受付分)から実施する。

本運用は平成 22 年 4 月 1 日(市町村受付分)から実施する。

本運用は平成 27 年 1 月 19 日(市町村受付分)から実施する。

本運用は平成 30 年 4 月 1 日(市町村受付分)から実施する。

本運用は令和 2 年 4 月 1 日(市町村受付分)から実施する。

(別 紙)

年 月 日

奈良県県土マネジメント部
まちづくり推進局建築安全課長 殿
土木事務所長 殿

協議者 住 所
氏 名

開発(建築)行為事前協議の期限延期承認願い

下記のとおり開発(建築)行為事前協議の通知を受けましたが、別紙の理由により当該開発(建築)行為事前協議の期限延期の承認を願い出ます。

記

- | | |
|----------|-------|
| 1 通知年月日 | 年 月 日 |
| 協議番号 | 第 号 |
| 2 協議者住所 | |
| 3 協議者氏名 | |
| 4 協議場所 | |
| 5 建築物の用途 | |
| 6 該当条文 | |

本開発(建築)行為事前協議の期限延期承認願いを受理します。

この通知の日から6ヶ月以内に開発(建築)許可申請を行ってください。
その期間内に開発(建築)許可申請がない場合には、上記事前協議は無効となりますので注意してください。

年 月 日

奈良県県土マネジメント部
まちづくり推進局建築安全課長
土木事務所長